

### 一般入学試験

次の要件のいずれかを満たす方。

- (1) 大学を卒業した方、または卒業見込みの方。
- (2) 学校教育法施行規則第 70 条の規定により、「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」に該当する方(以下のアからオのいずれかに該当する方)。
  - ア. 短期大学または高等専門学校の専攻科修了見込者のうち、その修了見込年度内に学位授与機構から学士の学位取得が見込まれる方。
  - イ. 外国において学校教育 16 年の課程を修了した方。
  - ウ. 文部科学大臣の指定した方。
  - エ. その他、本大学院において、大学を卒業された方と同等以上の学力があると認めた方。
  - オ. 専修学校の専門課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した方。

### 社会人入学試験

大学を卒業した方、または大学卒業者と同等以上の学力があると認められた方で、入学年度の 4 月 1 日現在で満 25 歳に達している方。

### 外国人留学生入学試験

外国籍を有し、留学の目的をもって入国した方または入国しようとする方で、次の要件のいずれかを満たす方。

- (1) 日本の大学を卒業した方、または卒業見込みの方。
- (2) 学校教育法施行規則第 70 条の規定により、「大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者」に該当する方(以下のアからエのいずれかに該当する方)。
  - ア. 短期大学または高等専門学校の専攻科修了見込者のうち、その修了見込年度内に学位授与機構から学士の学位取得が見込まれる方。
  - イ. 外国において学校教育 16 年の課程を修了した方。
  - ウ. 文部科学大臣の指定した方。
  - エ. その他、本大学院において、大学を卒業された方と同等以上の学力があると認めた方。

※詳しいことはお問い合わせください。 TEL 043-265-7331 大学院事務室